

2. 忌引

- (1) 忌引は「公欠」として取り扱われる。
 (2) 忌引の日数は次のとおりである。なお、学生の出校日以外の日も含めて連続した日をいう。

配偶者	父・母	兄弟姉妹	祖父母
10日	7日	3日	3日

3. 「公欠」及び「忌引」の場合は、所定の「公欠届」に指導教員の押印をもらい、必要書類を添えてインフォメーションに提出する。

必要書類：「公欠」・・・出校停止期間が明記された診断書等、公共交通機関においては遅延証明書等ほか
 当該事由が証明できる書類。

「忌引」・・・会葬礼状等

なお、事後1週間以内に手続きをしない場合は、認めることが出来ないので十分注意すること。

4. 「公欠」の授業の対処

公欠は欠席扱いとせず、出席を必要とする日数に含めない。

なお、当日の授業を受けていないことには変わりがないため担当教員より、課題等の対処が必要。

10 天候異変、大規模地震、交通機関のストライキ等における授業の取り扱いについて

1. 天候異変等における授業の取り扱いについて

- (1) 特別警報、暴風警報の場合は、状況により次のように臨時休講とする。

警報等	発令地域	発令時間	授業の取り扱い
・特別警報 ・暴風警報	愛知県 尾張東部地域	午前7時までに解除	平常授業
		午前8時までに解除	第2限より授業
		午前11時までに解除	第3限より授業
		午前11時を過ぎても発令中	全授業休講
		授業中に発令された	ただちに休講 学生は速やかに帰宅

尾張東部地域：名古屋市・瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

- (2) 南海トラフ地震に関する情報の場合は、次のように取り扱う。

情報名等		授業の取り扱い等	その他
「南海トラフ地震臨時情報」発令	登校前	登校せずに自宅待機	—
	登下校中	速やかに帰宅	状況により最寄りの避難場所に避難すること。
	授業中	ただちに休講	大学からの連絡・指示に従うこと。
警戒宣言解除		通常通り開講	授業再開は(1)の授業の取り扱いに準じる。

- (3) 特別警報・暴風警報・大規模地震に関する情報解除後の登校の際、交通機関の故障又は運行ダイヤの乱れ等により遅刻した場合は、授業担当教員に申し出ること。
 (4) 特別警報・暴風警報・大規模地震に関する情報解除後にもかかわらず、交通機関の故障、道路・橋梁の破損等により登校できなかった場合は、所定の「公欠届」をインフォメーションに提出すること。なお、公欠届については(9-3)を参照のこと。
 (5) 愛知県尾張東部地域以外の地区に特別警報・暴風警報が発令された場合、その地区に居住する学生の出欠席は、上記1.(1)・(3)・(4)に準じた取り扱いとする。
 (6) 天候の状況等から学生を安全に帰宅させる必要を認めた場合、一部又は全部の授業を中止することがある。